

平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する
 評価の結果についての意見への対応状況について

資料2-3

	政独委からの指摘事項	対応状況
1	<p>○ 契約に係る規程類に関する評価</p> <p>契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性及び「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき。</p>	<p>項目別評価表に評価の視点として、「契約は、原則として一般競争入札とし、やむを得ず随意契約を結ぶ場合には、公正性を検証するため、監査項目を設定し適切な内部監査を実施したか。」を盛り込んでいる。</p>
2	<p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保</p> <p>法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべき。</p>	<p>項目別評価表の別紙に評価に対する留意点として、「法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案するなど、当該審査体制等について契約の適正性が十分に確保されているか。」を盛り込んでいる。</p>
3	<p>○ 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等</p> <p>随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべき。</p>	<p>項目別評価表に評価の視点として、「『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』（平成21年11月17日閣議決定）に基づき設置された『契約監視委員会』により適切な見直し計画が策定されたか。」を盛り込んでいる。</p>
4	<p>○ 一般競争入札における1者応札の改善方策</p> <p>一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえ</p>	<p>項目別評価表の別紙に評価に対する留意点として、「一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないか。競争性・透明性が十分に確保されているか。一者応札が多いことについて、その原因等が示されているか。」を盛り込んでいる。</p>

	政独委からの指摘事項	対応状況
	<p>た上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべき。</p>	
5	<p>○ 給与水準に影響する諸手当の適切性 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべき。</p>	<p>項目別評価表に評価の視点として、「平成 21 年度の給与水準について、適正化が図られたと認められるか。」及び「諸手当の水準について、合理的な説明があるか。」を盛り込んでいる。</p>